

令和2年10月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月5日(月) 午後1時30分から午後2時28分
- 2 開催場所 庁舎大会議室(A B)
- 3 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	5番 西村新二
6番 松尾正人	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
10番 三根祐喜	11番 野口浩美
12番 江里口勇	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	
- 4 欠席委員

2番 本村教昭
---------
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 第1号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について
  - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
  - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
  - 第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱を制定する告示について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	庶務係長 森川 幸代
-----------	------------

## 7 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様お疲れさまです。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年10月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>まず初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。</p> <p>それでは、皆さんこんにちは。お忙しい中に、今日は農業委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>いよいよ10日前後からさがびよりも刈り取りが始まるかと思えますけど、天候がどういうふうになっていくのか、台風も発生いたしております。なるだけ災害は来ないほうがよろしゅうございます。影響がなければ徐々に私たちの地域もはかどっていくのではないかと思います。</p> <p>今日は審議がたくさんございますので、御協力のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、2番本村委員から欠席の御連絡がありました。</p> <p>出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年10月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。</p> <p>5番西村委員、6番松尾委員をお願いいたします。</p> <p>次に、第1号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを議題とします。</p>
事務局	<p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>第1号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを御説明いたします。</p> <p>小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。</p> <p>今回は、農用地区域からの除外が10件、農用地区域への編入が1件となっております。</p> <p>議案書は1ページを御覧ください。</p> <p>説明は、別つづりで配付をしております資料の番号順に一括して行わせていただきます。</p> <p>それでは、番号1番、（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）</p> <p>除外理由は、幹線道路に近く、学校、公共施設、金融機関や店舗等が近くにある生活環境に恵まれた住宅地であるため申請したものであり、代替地はないとのことです。</p> <p>次に、番号2です。（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）</p> <p>除外理由は、住宅地から離れて位置しており、太陽光パネルの照り返しなど周辺</p>

への影響が少ないため申請したものであり、代替地はないとのことです。

番号3です。（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）

除外理由は、太陽光発電設備の条件を全て満たす最適地であるため申請したものであり、代替地はないとのことです。

番号4、（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）

除外理由は、県道に接し交通の便もよいため申請したものであり、代替地はないとのことです。

番号5です。（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）

除外理由は、農地が耕作放棄地となっている。日当たりもよく、資材を搬入できる道路に隣接しているため申請したものであり、代替地はないとのことです。

番号6ですが、（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）

除外理由は、国道34号沿いにあり、県内8店舗への配送をスムーズに行うことができる。また、純正部品を供給する関連会社が近くにあり、利便性に優れた最適地であるため申請したものであり、代替地はないとのことです。

番号7、（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）

除外理由は、住宅街に隣接しており、公共機関、教育、医療、商業施設等が集積し、生活環境に恵まれている。また、幹線道路に近接しており、交通の便に優れた最適地であるため申請したものであり、代替地はないとのことです。

なお、位置図や航空写真にはありませんが、隣接地の（地番）は既に農地転用済でございます。

次は、番号8です。（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）

除外理由は、家屋の改築を計画しており、進入路として活用するため申請したものであり、代替地はないとのことです。

番号9、（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）

除外理由は、既に家屋への進入路として活用しているため申請したとのことです。

番号10、（変更理由、所在地番、地目、除外面積を読み上げる。）

除外理由は、JR小城駅に近く交通の便もよく、住宅地として最適地であるため申請したものであり、代替地はないとのことです。

最後に、番号11です。（変更理由、所在地番、地目、編入面積を読み上げる。）

編入理由は、果樹経営支援対策事業の申請をするためとのことです。

本日、皆様のほうに農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（案）ということでお配りをさせていただきました。

それともう一つ、10番の建売分譲住宅の理由書が添付されていませんでしたので、この分も追加でコピーをさせていただいております。

案を御覧いただきたいと思います。

番号2と番号3だけ網かけしております。

番号2につきましては、網かけのところに整備計画の変更を認めることができないうふうに書いております。というのが、検討事項で、農地の区分に関しましてはおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である第1種農地と判断していて、第1種農地というのはあくまでも除外とか転用は例外的に認めるというふうになっています。その例外的にというのも、農業に関する開発とか、あと住宅ですね、そういうものを認めることができるというふうになっております。ですから、太陽光パネルの設置に関しましては許可できる基準がないとい

うことで、県のほうとも確認をしております。

次の3番目なんですが、網かけのところに書いておりますように、平成31年2月5日の農業委員会の際に御承認をいただいて、耕作放棄地調査で非農地と判断をして、土地の所有者に非農地通知を発送させていただいているところです。

それ以外の9件につきましては、農用地区域からの除外、または編入することはやむを得ないと考えております。

以上で説明を終わります。

ただいまの説明に対して質疑があればよろしくお願ひします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は1ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件は、県道天山公園線から晴気川にかかる郷ノ木橋東の小城町郷ノ木地区にある農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然排水により水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水の排水はございません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については事前調査を実施しておりますので、4番古賀委員に調査結果報告をお願いいたします。

農地法第5条申請事前調査事項。

(譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、申請農地、地目、面積、転用目的を読み上げる。)

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思ひます。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実であると思ひます。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は表面排水により水路へ排水されるので、周辺への影響は少ないと思われまひます。

その他の特記事項について、令和2年9月14日に説明を受け、確認してあります。

令和2年10月5日、小城市農業委員会委員、古賀義博です。

議 長

事務局

議 長

4 番

議 長

よろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願ひいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は6ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は、市道長神田甘木線沿いの三日月町長神田地区にある長神田公園の南にある農地で、転用目的は宅地分譲でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は、合併浄化槽を設置し排水する計画であるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分及び許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については事前調査を実施しておりますので、9番高塚委員に調査結果報告をお願ひいたします。

9 番

農地法第5条申請事前調査報告。

(譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、申請農地、地目、面積、転用目的を読み上げる。)

調査項目、申請目的及び位置の検討について、申請目的により農地と宅地と合わせての開発であるので、申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、申請地の周辺に土留め工事を施工される。雨水は側溝を敷設し市道側溝へ排水される。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に市道側溝へ排水される計画であり、周辺への影響は少ないと判断できる。

その他の特記事項について、令和2年9月12日に説明を受け、確認しています。

令和2年10月5日、小城市農業委員会委員、高塚和行です。

よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は13ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件は、小城公園西の市道畑田南・西小路線沿の小城町西小路地区内にある農地で、転用目的は貸事務所兼貸倉庫でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>し尿処理及び生活雑排水は、合併浄化槽で処理後に排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、小城駅を中心とした宅地の割合が40%を超えるため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロまで延長することが可能となります。申請地は小城駅から約620メートルのところにありますので、第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>この案件につきましては私のほうが事前調査をいたしておりますので、御報告いたします。</p> <p>(譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、申請農地、地目、面積、転用目的を読み上げる。)</p> <p>調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。</p> <p>計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。</p> <p>実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。</p> <p>被害防除施設・用排水の検討について、事務所内排水は合併浄化槽で処理する計画であり、周辺への影響は少なく適当であると判断できる。</p> <p>令和2年10月5日、小城市農業委員会委員、江里口泰信。</p> <p>以上です。</p>
7番	<p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>申請書の4. 転用計画の(1) 転用理由の詳細については、末尾に「自前の事務所、倉庫を建設」となっておりますが、議案書のほうでは「貸事務所兼貸倉庫」と。自前を造って貸すという趣旨がメインでしょうか。自分のところで造って使いたいという、ちょっとこの整合性が分からないので、お伺いいたしました。</p>
事務局	<p>以上です。</p> <p>今、池田委員から御質問のあった件についてお答えします。</p> <p>あくまでも譲受人、開発をされる、転用をされる方が個人さんとなっております。この譲受人はガラス店を経営されておまして、会社のほうに個人で開発したものを、事務所と倉庫をお貸しするという計画ですので、申請書には事務所兼倉庫というふうになっているんですが、個人からガラス店に貸すということでの転用計画になっておりますので、議案書のほうには貸事務所兼貸倉庫というふうに記載さ</p>

7 番  
議 長

せていただいております。

以上です。

了解しました。

ほかにごございませんか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号40まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は3ページから7ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が12件、利用権の再設定が28件、合計で40件、総面積で15万54平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号40までについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第3号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は8ページを御覧ください。

所有権移転について、本日の審議件数は1件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

事務局	<p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。</p> <p>売渡希望の申請番号1及び申請番号2は関連しておりますので、事務局より一括して議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は9ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は売渡希望が2件でございます。</p> <p>資料は22ページからとなります。</p> <p>関連をしておりますので、売渡希望の申請番号1及び申請番号2について一括して説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>申請番号2です。(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1と申請番号2は、ともに説明をしていただきましたので、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、貸付希望を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は同じく9ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は貸付希望が2件でございます。</p> <p>資料は37ページからとなっております。</p> <p>貸付希望の申請番号1について説明をいたします。</p> <p>(農地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、総額、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長 12番	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>第4号議案の申請番号1についてお尋ねいたします。</p> <p>今回は貸付希望で申請されておりましたけど、前は売渡希望で申請されていたので、これはどういうふうに作業していいのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p> <p>数年前は売渡しで希望されとったですもんね。今回、同時にしていいのか、お尋ねしたいと思います。</p>
事務局	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>数年前は売渡しの希望だったということですが、事務局のほうでその売渡しのあっせんの申出があったことは、申し訳ございません、把握しておりません。</p> <p>資料37ページにもありますように、今回はあくまでも貸付けの希望ということでお話をいただいております。ですから、ひょっとしたら数年前にお話があって、売却で話が進まなかったから、今回貸付けということで申出をされたのかなというふうにですね。</p> <p>それと、このあっせんの申出をされる際に御本人さんから、先ほど江里口委員</p>

おっしゃったように、売渡しの希望をしていたけど、どうなったといった問合せ等も一切なかったので、申し訳ございません、その内容については把握をしておりませんでした。

先ほども言いましたように、今回はあくまでも貸付けの希望の申出ですので、貸付けということであっせん活動をさせていただきたいと思います。

以上です。

12番  
議長  
8番  
事務局

分かりました。ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

参考のためですけど、一応貸付希望ということで、1番のほうで平均価格となっておりますが、大体どういった価格帯になりますかね。

平均の価格というのが、平成31年から令和2年3月までの小作の平均額を計算したものを、今、小作契約をされる方とかにお渡しをしています。それが平均価格になります。この場所は小城町のB地区になります。—小作契約の平均値の情報の提供という形で1年分を整理させていただいています。あっせんの方の方に配付しております。それを参考にお話をさせていただきたいということで。

すみません、しばらくお待ちください。

それでは、今先ほど深河委員からの御質問で、平均として、参考として幾らになるかということですが、農地の賃借料情報ということで、すみません、私が日付を間違っていました。平成31年1月から令和元年12月まで、1年間に賃貸借契約を結んでいただいた平均の賃借料を下の表に表示させていただいています。

先ほど深河委員がお尋ねいただいた小城町の農地はB地区に該当するというので、平均値として〇〇〇〇円が小作の額ですね。あくまでもこれは参考値ですので、実際、契約をするときはそれぞれ相対での契約になっておりますので、必ずこの〇〇〇〇円じゃないといけないというわけじゃございません。あとはもう、そこはそれぞれのお話合いの中で幾らになるかというのを、あっせん委員があっせんしていただいて幾らで契約するかというのを決定することになればと思っております。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

貸付希望の申請番号2について説明をいたします。

(農地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、総額、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱について

事務局	<p>を議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は10ページを御覧ください。</p> <p>第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱について説明をいたします。</p> <p>資料は67ページからとなります。</p> <p>小城市農地利用最適化推進委員を委嘱するために要綱を制定するものでございます。</p> <p>なぜ今頃かというのは、大変申し訳ございません、これまで3年前と今年度の7月に最適化推進委員―農業委員もですね、選考とか委嘱、推進委員に関しては農業委員会が委嘱しておりますが、その際に委嘱するための要綱等を定めておりませんでした。</p> <p>今回、芦刈の推進委員がお一人辞任をされて後任の推進委員を委嘱するために準備をしていたところ、先ほども言いましたように要綱を制定していないということが判明しましたので、今回、要綱を制定するために議案として提出させていただいております。</p>
議長 7番	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>要綱を拝見しておりますと、2ページ、上から3行目、(3)の「小城市暴力団排除条例（平成24年小城市条例第8号）第2条第2号、第3号及び第4号」と書いてありますけど、第2号と第3号をここに挙げてなお、及びとするというのは、条文の体裁上いかななものかと思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>すみません、ちょっと例規集を準備しますので、しばらくお待ちください。</p> <p>今先ほど御質問のありました暴力団排除条例の第2条第2号、第3号及び第4号ということですが、第2号が暴力団員となっています。第3号が暴力団員等で、「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」、あと、第4号が暴力団等ということで、「暴力団、暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有する者として市長が別に定める者をいう。」というふうに、この3つの号が個人に関することで暴力団排除ということでの規定となっております。</p>
7番	<p>そのため、今回、要綱の中には暴力団に関わりがあるということで、個人を特定することとして要綱の中に条項を掲載させていただいています。</p> <p>以上です。</p> <p>この第2号、第3号、第4号というのは私も拝見しましたので、それを要綱の中に掲示する必要があるということについては何も疑いのあるところではないんですが、条文の書き方として、及びというのを入れれば、第2号及び第4号とすれば2、3、4の全部に網がかかるというのが法律用語の読み方だったと思うんですけど。だから、第2号、第3号ないし第4号、ここは全部並列なので、第2号及び第4号とすれば2、3、4の全てにかかるという読み方になるのではないかと思いますので。</p>
事務局	<p>及びがあるから、例えば、第1号から第4号までを第1号及び第4号とした場合は、あくまでも第1号と第4号しか読み取らないんじゃないかなと私も思っておりますが。</p>
7番	<p>及びとした場合は、頭にある数字と、それから最後にある数字の全部にかかります。そこからそこまでの間、全部かかります。並びにとか、そういうのにすると、A並びにBとかいうと、AとBしかかかりませんが、2、3、4の全て、もう及</p>

事務局	<p>びを載せないか、または第2号及び第4号とするほうが格好がつくかなと思っただけでございます。執着はいたしません。</p>
7 番	<p>今回、議案として提出する前に、総務課の文書法制のほうにも、これで問題ないということで決裁をいただいたところで、ちょっとすみません、そこまで確認をしておりませんでしたので、その記載に関しましては、今回、仮に御承認をいただければ、その表示に誤りがあるというのが確認できれば修正をしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>すみません、もう一つ。同じく2ページの第6条に、「その他必要な事項を公表するものとする。」と。第1項はそうなのですが、第3項はその公表の方法を掲示してある。第1項のほうで公表するという行為のみを書いてあって、その行為の表示の方法、つまり、掲示場とかホームページにおいてというようなことが載っていないのは、それは何でございましょうか。</p>
7 番 議 長	<p>第3項に関しましては、推薦とか募集の期間の中間及び期間の終了後に、そういった応募の状況、推薦の状況があるかということを示し板とかホームページで公表するというように記載をしております。第1項に関しましては、あくまでもこういった方向で推薦を求めます、募集をいたしますということで必要な事項を公表するというものを定めたものでございます。</p>
7 番 議 長	<p>以上でございます。</p> <p>了解しました。</p> <p>ほかにございせんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決をいたします。</p>
事務局	<p>第5号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱について賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、要綱について制定することに決定いたしました。</p> <p>次に、第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。</p> <p>申請番号1及び申請番号2について一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局 議案書は追加で送付いたしておりますので、御覧ください。</p> <p>事務局 利用権設定について説明をいたします。</p> <p>事務局 本日の追加いたしました利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が2件、総面積は598平米でございます。</p> <p>事務局 これは佐賀県農地中間管理機構を經由しての利用権設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。</p>
議 長	<p>事務局 以上でございます。</p> <p>議 長 ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>事務局 ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

6 番 事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1及び申請番号2については原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ほかに皆さんの中から何かございましたらよろしく願い申し上げます。</p> <p>前回の第4号議案で、農地売買などの売渡希望かな、それで、今月出した分、(氏名)の分の経過は分かりますかね。</p> <p>先ほど松尾委員から御質問のあった件なんです、松尾委員からあっせんの報告書を提出いただきまして、それぞれ持主さん、購入の予定者の方には10月8日もしくは9日に来ていただいて、契約の手続をしてくださいということで御連絡をさせていただいています。それから、御本人さんたちの署名とか、そのあたりで、今回は(氏名)から農業公社に動くための契約になりますので、その契約が済んだ後に、また農業委員会のほうで農業公社から認定農家の方に、購入予定者の方に動くという手続もする予定にしております。それが大体11月から12月の議案にかけることになるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長 事務局	<p>ほかに皆さん方、何かございましたら。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。</p> <p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日なんです、10月26日月曜日、午後1時30分から西館2階の2-6会議室で行います。</p> <p>11月の定例農業委員会の日時、場所は、11月5日木曜日、午後1時30分から、ここ大会議室で行います。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして10月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員